

会 議 要 録

会議の名称	酒田市芸術文化振興計画（仮称）検討委員会（第3回）
開催日時	平成29年10月20日（金） 午後7時 ～ 午後9時
場所	酒田市役所4階 庁議室
出席者	<p>○アドバイザー 帝塚山大学名誉教授 中川 幾郎 氏</p> <p>○出席委員 工藤 幸治 委員、関矢 順 委員、田中 章夫 委員 土田 貴文 委員、五十嵐 真生 委員、 佐藤 百恵 委員、石井 諭 委員、 白旗 定幸 委員、大数見 貴子 委員</p> <p>○オブザーバー 村上教育長</p> <p>○事務局 菅原教育部長 （社会教育文化課） 阿部課長、阿部補佐、杉山主査、小松主査兼係長、 中里調整主任、浅井主任</p>
<p>1 開会（事務局）</p> <p>2 あいさつ（村上教育長）</p> <p>3 アドバイザーあいさつ 今日も皆さまから忌憚のないご意見をいただき、カラフルで厚みのある計画にしていきたい。先般、市長と教育長と一緒に面談させてもらった時に、団体意思、つまり議会の議員も市民も首長も全員が守る共通ルールは条例でしかない、基本計画は行政の意思ではあるが、議会は共同責任を持たないので弱いというお話をした。すると即座に市長が、だったら条例を作りましょうと。それなら一気に作った方がいいということで、大急ぎで作業してもらったのが今日現在である。むしろこれは良い方向への加速だと思ってくだされば嬉しい。</p> <p>4 協議 事務局 協議に入る前に言葉の部分で少し説明させていただきたい。平成29年6月に文化芸</p>	

術振興基本法が改正され文化芸術基本法という名前に変わった。その改正内容で、振興という言葉から推進へ、芸術文化から文化芸術へと言葉の修正があった。したがってこれまでは芸術文化振興計画という言い方であったが、今後は文化芸術推進計画（案）という言い方にさせていただきたいのでご理解願いたい。

事務局

先ほどアドバイザーより詳しいお話をしていただいたが、市長がアドバイザーの話に共感し、条例も同時に策定していくということに急遽決定したものである。文化推進条例が制定されれば県内の市町村では初めてとなる。情報では、県も今年度策定中とのことである。計画とあわせて文化推進条例を策定していくということになったことをご報告させていただく。

(1) 文化芸術推進計画（案）について

事務局

～事務局より推進計画（案）について資料説明～

アドバイザー

基本的施策にH28年度事業をはめ込んでいるがもしかしてすごく薄いところがあるかもしれない。一旦皆さんからご議論いただいてバランスの良い施策の柱が出来上がっていくと思う。そして、基本計画の第1章から第5章までについて、これでよいかどうかご意見いただく。この2通りのご審議についてお願いしたい。

委員

条例については、今後の文化行政の中ゆるぎないものを作っていくという意味では特に貴重なことと思う。芸術文化は街の品格にも関わってくるものなので、条例を作成することは非常に大事なのではないかと感じた。

委員

行政側の事業だけで民間の事業がほとんど述べられていない。これをどうするか課題。

委員

私たちの団体も色々と問題を抱えているが、これから見るとまだまだ小さかったなと思っている。

委員

計画の中で食文化のところ少し薄い気がする。食べ物と違っていなくても魅力を感じている人はすごく多いと思うので結構重要なところになるかなと。20代以下の方にか届くようなものがあればいいと思う。

アドバイザー

大人以外の視点もということ。新文化芸術基本法は食文化も入れるとはっきりしたので。

委員

以前のアンケート結果も載っているのですが、課題としてあげられることの裏付けが分かりやすいと思う。

委員

アンケートの結果で、文化活動をしていない理由が仕事や家事が忙しいからとか、きっかけがないからという回答が多いのが気になった。市民が参加するきっかけを作ってあげられたらいいなと思う。難しいが。

アドバイザー

発信力が足りないということか。

委員

希望ホールの自主事業のなかで、素晴らしい企画があるのに隅々まで届いていないように思うので。条例ができるのであれば一部の人が楽しむのではなく、みんなが楽しめるものなんだよというふうに発信していければと思う。

アドバイザー

P16(3)に市民との協働が出てくる。ここに基本的な姿勢があるわけだから、もう一度プロセスの洗い直しをする必要がある。それから、協働のパートナーとなっている市側の団体も評価を受ける必要がある。キーは透明性。それから相互評価。そういうふうに打ち出せばその疑問は少し解けないか。

委員

質問がいくつか。この基本条例を作って、その次の段階の条例の実施過程みたいなものを条文化するのか。建築なんかだと細目でガチガチに縛ってくる。芸術はもっと自由なものなのであんまり縛らずに。理念なので。だが、先ほど民間のものが全然載っていないという意見があったが、その辺のところは壁にぶち当たる。そういうところを条例でフォローしておかないとまずいのかなと。2つめはアーツカウンシルのような人でも機構でも構わないので、文化芸術のカウンセリングのような人たちを育てていくということを施策の中に入れていったほうがいいのではないかなと思う。3つめは、事業そのものに横串を刺すことによって、多重性とか多層性に通じ、酒田らしいものができていくのではないかなと思うので、組み合わせればどうかという提案である。

アドバイザー

1つめは条例でガチガチに縛りつけてしまうのではというご心配だが、文化芸術推進条例は行政に責務を課するという拘束性はあるが、市民に対しては権利を保障する側面のみ。ただ、役割の認識と、努力していただくことはお願いをしていくということになる。2つめ、アーツカウンシル、いわゆる酒田市芸術文化協議会を作っていくという議論はこの期間では煮詰まらないと思う。計画と条例の保護のもとにできる審議会が諮問を受けて答申していくという段取りになる。3つめの既成の事業を組み合わせるということだが、事業の組み合わせだけでなく部局の横断的な協力体制も含めて審議会の提

案事項の中でどんどん提案してもらったらい。そういうお目付け役としての審議会に今後大いに期待できる。

委員

その審議会はアーツカウンシルではないのか。

アドバイザー

違う。審議会は条例に基づく第三者機関。アーツカウンシルは執行機関。だが審議会のお目付けのもとに動かないといけない。それでは、計画については大筋このフレームで作業してもらってよろしいか。それから、民間の事業を頭に描きながらそれを活性化していくために行政は何ができるのかというのも必要かもしれない。市民団体とか市民側の役割も書き込んでどうか。

教育長

今の点は私にとっても大変重要なポイントだと思っている。行政の義務として動くという側面が強くなっているということ。市当局がそういう覚悟で向かうには当局側も勉強しないとイケない。行政と民間、それぞれの立場がどういう立場にあって協力関係が敷かれるのかというものの考え方だけはきちんとしておかないと、いいように解釈されてしまう。自助、共助、公助という考え方もあるわけなので、そういうところはしっかりしておかないといけない。

アドバイザー

大変大事な視点。これは公共文化政策であるから公益を追求するわけである。公益というのは不特定多数の第三者利益と定義するが、その例外が社会的少数者に対する手当。社会的少数の人たちに対する支援は、社会全体を安定・安心させる効果があるのでこの不特定多数という論理からは外れる。だから、特定の団体、特定の少数者、その人たちの当事者利益になるということについて行政は支援しない。アートの表現の自由を妨げることに限っては、一定のガードを張っていかなければならない。もうひとつ付け加えると、公共文化政策なので民間団体も含めて公的支援を受けた場合、透明性、公開性、第三者の評価を受けるというのが条件になる。例えば私は、西宮市で参画協働審議会の委員をしているが、協働事業について行政と民間の相互の評価表が出てくる。これを審議会が判定していく。それくらいの手順が必要なかもしれない。それを前提とした民間との協力というふうに考えていただきたい。

委員

そうすると審議会がかなりの権限を持っているということか。基本条例のなかに審議会とはこういうものだと書かなくともよいのか。

アドバイザー

当然入ることになる。

事務局

全体の最後の部分に審議会の条文が入ってくる。

アドバイザー

条例には計画の位置づけ、審議会全部入っている。私がよく言う三点セット。条例、審議会、基本計画。これが揃って初めて自治事務として完成する。

委員

固有名詞をのせる場合、慎重にしないとイケない。

アドバイザー

個人名をあげるときに慎重な配慮がいるということか。

委員

はい。それと該当の施設も。

アドバイザー

個人名をあげるときに慎重な配慮がいるということか。載せることによってむしろマイナスのストレスがたまって、争いの原因になるものがあればむしろ外した方がいいけれども、皆さんが誇りに思っているのであれば、官であろうが民であろうが私はいいと思うのだが。例えば、巻末に資料として酒田の誇る人、酒田の誇る施設と書いて別紙資料にする。その中の代表的なものを本文に入れると。

委員

20項目の9番目に、専門性の高い文化の仕掛け人の配置というのがあるが、地元出身で、こういう高い技術をもって専門に勉強している若い人、そういう人も応援しながら発掘して青少年を育成する。そして、専門性の技術を持っている人たちのリストを作っていくことも必要かなと。そういう意味でこの9番は素晴らしいと思っている。

委員

酒田は商業都市から発展したものだから、芸術文化に対してのコミッションが弱い部分がある。なので「宝は足下にある！」の取組みはとても良いことだと思う。酒田出身の芸術家たちやこれから活躍するであろう人たちも取り上げていって、若い世代に鑑賞していただく、演奏を聴いていただく、伝統の文化に参画していただくということをおの中に上げていただきたい。特に若い世代が育っていかないと、酒田の文化が継続して発展していかないのでそういう世代にもっと力を入れるべきかなと思う。

アドバイザー

重点的視点のなかに「次代を担う子どもたちを対象にした文化芸術事業の充実」というのがある。この子どもというのは18歳くらいまでのことを言う。これからのところにも投資をしていく精神に切り替えていこうという精神。プラス上にあるのが保健施設、福祉施設、教育施設、地域コミュニティとの連携を意識した芸術文化投資事業をするというふうな考え方。これは新文化芸術基本法の本質である。

委員

高齢者の方や認知症が進んだ方たちにも絵画の効果は確実に認められている。酒田市美術館で日本海病院と連動して事業を行っているが、それをもっと市の関連施設のなか

で連携を取って始めたらいかかなと思う。

委員

「若い女性向け」という記述があるが、他の方が読んだ時に若い女性に限定されているというのはどうかと思った。

アドバイザー

この視点は大事なことで、人権の視点からどうかということ。貴重なご意見いただいて、隙のない気品に満ちたバランスの良い計画書にしていきたいと思う。

教育長

実は、これを具現化していくときのイメージが私の中にぼんやりしている。特に計画の推進。どんな高い基本方針を持って、具体的な事業を取り組んだらいいのか、それを受けたときの予算も含めてじゃあ行政はどういう応援が可能なのかということを審議し、計画を作っていく組織づくりや進め方を教えていただきたい。

アドバイザー

教育長が心配なさるのがよく分かるが、千差万別である。文化推進市民会議をつくって、年に1回審議会と推進会議との合同討論や意見交換会を行って、推進会議で意見を聞いてそれをまた審議に返すという役割をもたせているところや、商工会議所が中心になって市民会議を作っているところもある。

教育長

それぞれの自治体の事情がある。だから推進計画には進めましょうということにしかないと思うが、想定しておかないといけない。

アドバイザー

条例があるというのは自治事務の根拠。それが出来たからといって何か突然に新しいことが起るわけではない。計画というのは討って出るもの。その機動力をどう確保したらよいかというと、シンポジウム、タウンイベント、タウンミーティングを何回もやること。これが推進のエネルギーと母体形成になる。計画のなかにそういったものを参画共同理念としてやり続けようというのを入れた方が良くもしいない。

教育長

推進の部分もせっかくだから、今までのやり方で何か袋小路に入っているものがあればこの機会にもう少し風通しよくなればいいと思う。

アドバイザー

新文化芸術基本法の記述と対応して考えるなら、行政内部の「推進連絡会議」を作らなければならないのでは。文化芸術基本法は連絡機関を設けることになっている。地方公共団体においてもこれを準用して設置する努力をしてくださっている。そうすると横串の連携、事業の共同化がやりやすくなる。だから内部推進会議も書いておいてもらいたい。それとペアになる形で「市民会議」の構想も。

委員

コミュニティについても、推進計画との関係、打開策にもう少しふれてほしいなという気持ちがある。

事務局

基本施策7で「地域コミュニティと施策連携による文化的環境づくり」と入れている。そこで具体的な施策が書けるかなと。

アドバイザー

酒田民俗芸能公演会があるが、これがコミュニティの連携。お祭りは地域のコミュニティを確保し、コミュニティ再生のための装置。新文化芸術基本法もその精神を持っていて、コミュニティ再生のためにアートの力を使おうと言っている。

委員

文化芸術基本法を調べると対象分野がかなり多岐にわたっている。そういったものを並べた方が分かりやすいのでは。生活文化とは何かと思う。

アドバイザー

食文化も入っている。だから酒田の名物料理が文化施策の対象になっている。前は入っていなかった。

それでは次の議題。条例は報告程度でよろしいか。次回は条例原を案出せるか。今日いただいたご意見をもとに少し手入りをさせていただく。

委員

公平平等の理念を明確に入れていただけて良かった。これから多様性を育てることというのも具体的な取組みの中で一層審議していきたい。

委員

酒田はあまり同じような仲間意識を持たないというか、協調していく感覚が乏しくて、自分の持っているものを自己の中で進めていくような感覚がする。他の街に比べると。条例の中で芸術という意識の中で、みんなが同じように協力をし合えるものというのが出てくるといいなと思う。

委員

今後民間との絡みがどのような形になっていくのかというのが重要なところ。きちんとした推進を行っていくために、きちんとフォローできる体制づくりというのが今後課題かなと思っている。

委員

条例があることによって、私たちはこういう活動をしたいと言える自信や根拠になり、改めてすごく意味のあるものだった。

委員

この計画が出来上がることで、こういう文化の繋がりで酒田は動いているのだと、無関心とか興味を持たない人たちがこの計画を機に動き出してくれることを期待している。

委員

文化活動は人と人が繋がれる良い機会。年齢も住んでいる地域も越えて繋がれるもの。条例で大事にしていければ、人と人との繋がりも深くなっていくのではと思う。

委員

子どもたち、将来に対する芽生えみたいなものをどうやってもっていくかという視点と、酒田らしさの中でどうやって何を重点的にやったらよいかということ、審議会で考えていただきたい

アドバイザー

第1の柱は、暇がない、金がない、健康でもない、家族もいない人びとや、家族の支えにも乏しい子どもたちこそターゲットにあてて、きちっとアートに触れる機会を保障していくということを重点化していくこと。第2の柱は酒田のアイデンティティ。過去にばかりしがみつかず未来に向かって攻めていくという考え方を出せたらと思う。市民の1%でもいいので酒田市と手を結んでいい街を作りたいと思っているおもしろい市民を生み出そう。そのためにシンポジウム、意見交換会の場のワークショップをどんどんやったらよい。

(2) その他

なし

5 その他

(1) 今後のスケジュールについて

6 閉会